

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー上福岡駒林店

埼玉県ふじみ野市駒林元町二丁目一番二十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駒西小学校、福岡中学校の通学路の安全対策

駐車場の変更に伴い、出入口が増えたため、隣接道路を利用する児童生徒の安全対策に万全の配慮を願います。

(2) 近接住宅等への騒音対策及び夜間における光害対策に万全の配慮を願います。

二 縦覧期間

平成二十九年七月十八日から平成二十九年八月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター